

入所までの手順は以下の通りです

入所を希望する月の前月 10 日までのお申し込みが必要です。
(10 日が日曜日または祝日の場合は、翌 11 日まで)

入所希望の方（保護者）

(1) 申請準備

募集要項を必ずお読みいただき、ご了解の上、申請をお願いします。

(2) 申請書類等準備

入所に必要な申請書類（下記）ダウンロードし、すべてご記入ください。

- A「学童保育所入所申請書」
- B「入所確認書」
- C「就労証明書等（申請書に記載された審査に必要な事項を証明する書面）」

または法人事務局に来ていただければ、用紙をお渡しいたします。

(6) ゆうちょ銀行での引き落としをご希望される場合は

F「ゆうちょ銀行自動支払申込書」をゆうちょ銀行に提出・申請し、G「【自動支払の手続き】のお客様控え」を受け取ってください。

(7) 利用申込書類等準備

- G「【自動支払の手続き】のお客様控え」または
- H「預金口座振替依頼書」
- E「学童保育利用申込書」
 - ・入所金
 - ・傷害保険料
 - ・入所希望月の保育料

※ひとり親家庭で補助金申請をされる方は、住民票を提出してください。「就学援助の認定書」をお持ちの場合、補助金の対象となりますので提出してください。

(9) 入所する学童を訪問

入所する前月中に、お子さんを連れて学童を訪問し、提出してください。

- I「家庭調査書」
- J「健康調査書」

法人（事務局）

(3) 書類の受付

事務局で書類の受け付けと入所にあたってのご説明をいたします。説明には 30 分ほどかかります。時間に余裕をもっておこしください

(4) 審査

毎月 15 日前後に、次月からの入所審査をします。
(第一学童と第二（第三）学童がある学童への入所の場合は、受入児童数の関係で希望学童への入所が出来ない事もあります)

(5) 決定

・審査後、入所が承認された場合は保護者あてに通知します。

- D「決定通知書」
- E「学童保育利用申込書」
- F「ゆうちょ銀行自動支払申込書」または
- H「預金口座振替依頼書」等

(8) 利用申込みの受付

- I「家庭調査書」
- J「健康調査書」

をお渡しいたします。

入所する学童

(10) 面談

学童の支援員から、学童の生活等についてご説明いたします

ご記入の上、法人事務局までご持参ください。
入所を希望する月の前月 10 日までをお願いします。

郵送いたします

ご持参ください

ご記入の上、入所する学童にご持参ください